

「岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱(案)」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年7月12日(水)~8月10日(木) [30日間]

提出意見:22名(53項目)について

1. 第1条(趣旨)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
1	<p>そもそもパートナーシップ制度がなぜ必要なのかを考えると、現状において同性婚、もしくは、選択的夫婦別氏制度が認められていないためです。性差の問題として、女性が改氏することが多く、女性が不利益を被ることが多いことは考えられますが、同性婚が認められていないのは性的指向・性自認における問題であり、性差の問題ではありません。障がいや国籍の違いがあっても結婚する権利は認められています。この制度の対象(同性カップル、夫婦別氏を希望するカップル)を明記してください。</p> <p>制度の対象を明記せず、実施の目的を広くすることにより、同性カップルの結婚する権利が不当に奪われ、夫婦の一方が結婚時の改氏による不利益を強いられているという個人が尊重されていない現状を潜在化しています。</p>	<p>制度の対象は、第2条(1)で、パートナーシップを「互いの人生において相互に協力して継続的に生活することを約束した二者の関係」と定義し、第3条(1)でパートナーシップの関係にある者(その他の要件もあり)としており、ご指摘の同性カップル、夫婦別氏を希望するカップルも対象としております。</p>
2	<p>「性差」は、「性の多様性の尊重」が適当ではないでしょうか?</p>	<p>「性差」には、性の多様性という趣旨も含んだものとして使用しております。</p>
3	<p>この制度によって実現するのは、各個人が当然持っているべき権利が不当に奪われている現状をあくまで一部分回復するだけのことです。権利を回復することにおいて、なぜ"誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持つ"たなければいけないのでしょうか。このような表現を読んだ人に、県の考えがそうであるかどうかには関わらず、県が対象となる人達に特別のパートナーシップ制度を与え、その対価として"「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持つ"つことを求めているという印象を与えます。それはこの制度が逆差別であるという誤った認識を与え、差別や偏見を助長する可能性があります。</p> <p>互いに尊重し合える社会の構築を目指すために、"誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持つ"の部分削除し、制度の目的にこの制度における多様性を認め合う趣旨が誤解なく明確に伝わる文(つまり性的マイノリティ、夫婦や家族の多様なあり方などに対してであり、"性差、障がいの有無、国籍などに関わらず"はこれに当たりません)を入れてください。</p> <p>(様式第3号「転入予定者受付票」裏面の文言も同様)</p>	<p>「誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち」という文言は、ご指摘のような、対象となる方に特別のパートナーシップ制度を与え、その対価として"「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持つ"つことを求めているという意図ではなく、誰もが、お互いに岐阜県を支える大切な県民であるとの意識を持つことを意図しております。</p>
4	<p>「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、は不要ではありませんか?「性の多様性を尊重し、障がいの有無、国籍等に関わらず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに尊重し合える社会の構築を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」がいいのではと思いますが、いかがでしょうか?</p>	

## 2. 第2条(定義)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
5	何故「二者」でなければ宣誓できないのか。海外では、ポリアモリー(複数愛)の方々の人権も認める動きがあり、ポリアモリー当事者でなくとも、身寄りのない独居高齢者や障害者など社会的に孤立しやすい方々が、病気や怪我、大規模災害時など何かあった時の為に同じ境遇にある地域の仲間やご近所さん同士でパートナーシップ宣誓するようなあり方も、少子高齢化、無縁社会、若者の都市部流出等の問題を抱える地方自治体においては、必要な視点だと思う。	本県のパートナーシップ宣誓制度は、性的少数者や事実婚の方々を対象としているものです。
6	要綱を読む限り「同性」となっていないので、事実婚の方も対象なのか。	本制度においては、事実婚の方も対象としております。

## 3. 第3条(宣誓の要件)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
7	養子縁組をしている者もパートナーシップ制度の対象となるようにしていただきたい。同性パートナーの中には同性婚が未だに行えないことから、養子縁組をすることで家族の証明としている方がいるので、このような方でもパートナー宣誓できるような制度設計の検討を望む。	本県のパートナーシップ宣誓制度では、ご意見にあるような養子縁組をしている場合は、宣誓の対象としております。
8	対象者の要件の「配偶者がいないこと」を別の表記にしてください。カップルの少なくとも一方が同性婚が合法化している出身で本国ですでに結婚している場合、県の制度を利用してパートナーシップを結ぼうと希望しても制度にアクセスすることができなくなってしまいます。	同性婚が合法化されている国・地域において、岐阜県のパートナーシップ宣誓にかかる相手方と婚姻されている方に限り、当国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本県の制度で宣誓できることとしております。

## 4. 第4条(宣誓の方法)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
9	是非導入してほしい。宣誓書を提出する時、どちらか片方が赴けばよいようにしてほしい。	宣誓する際は、パートナーシップの関係にあるお二人の意思を確認するため、お二人がそろって宣誓していただくこととしております。
10	当事者の中には知り合いにカミングアウトをしていない方もいるため、宣誓制度もオンライン化ができるよう検討いただきたく思います。	来所できない場合は、インターネットを活用したオンラインによる宣誓も可能としております。
11	「県職員の前でパートナーシップ宣誓に記入」とあるが事前記入ではだめなのか？事前に県職員に連絡して相談し、宣誓という流れだが、アウティングやカミングアウトが強いられないよう工夫をしていただきたい。宣誓前の打ち合わせは、かなり丁寧なヒアリングが必要なのではないかと感じます。	宣誓する際は、パートナーシップの関係にあるお二人の意思を確認するため、県職員の前で宣誓書を記入することを求めています。宣誓に際してはプライバシー保護の観点から、個室を用意します。なお、インターネットを活用したオンラインによる宣誓も可能としております。
12	「世帯全員の住民票の写し」を必要とするのはなぜか。必要書類として、宣誓を希望する当事者個人の住民票の写しで十分ではないでしょうか。	住民票は県内に在住している要件を満たしているのか確認するための書類であるため、世帯全員ではない「住民票の写し」に修正します。
13	宣誓書への記入等の手続については、当事者の意見に寄り添い、希望がある場合は、窓口等の他者の目に触れる場所ではなく、個室で行うこともできるよう配慮をお願いしたいです。一部の自治体においては、オンラインによる手続きや発行も導入しているので、先進的な他の自治体の制度を採り入れて頂きたいです。	宣誓に際しては、プライバシー保護の観点から、個室を用意します。また、来所できない場合は、インターネットを活用したオンラインによる宣誓も可能としております。

14	対面のみでの宣誓に限定しているように見受けられるが、宣誓希望者の住所・居所による都合や、宣誓希望者の居住地における周囲の人びととの関係性による諸問題の発生を避けるため、オンライン届出システムを併用できないかについてもご検討いただきたい。	来所できない場合は、インターネットを活用したオンラインによる宣誓も可能としております。
15	宣誓制度ではなく登録または届出制度とし、郵送やインターネットでも必要書類を送れる制度にして下さい。	必要書類のうち宣誓書については、パートナーシップの関係にあるお二人の意思を確認するため、県職員の前で記入いただくことを求めています。オンラインによる宣誓の場合であっても、宣誓書についてはWeb会議システム上で自署されたことを確認させていただきます。このため、登録や届出制度とはしていません。 なお、オンラインによる宣誓の場合で、宣誓書に自署された後、他の必要書類とあわせて郵送いただくことは可能です。 また、必要書類はすべて原本が必要ですので、インターネットでの送付は認めないこととしております。

#### 5. 第7条(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
16	パートナーシップ宣誓書の受領証やカードのデザインに関して、虹色などのカラフルな表現ではなく、シンプルでありながら魅力的なものに仕上げしてほしい。カードの素材については、薄くて破れやすいものではなく耐久性のある硬い素材を使用してほしい。	受領証のデザイン等は、無地の白い紙に単色印刷したものをラミネート加工することを想定しております。
17	証明書とは別に携帯できる証明カードも同時に発行して下さい。また裏面には医療機関に対し家族としての扱いを求める欄を創設して下さい。より具体的な困難の解消に繋がり、県の制度の実効性が高まります。また、証明カードが二つ折りになることによって制度利用者のプライバシーの保護にも繋がります。	本県のパートナーシップ宣誓書受領証は、カードサイズです。受領証の裏面には、「この受領証はお二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において責任を持って相互に協力し合うことを宣誓されたことを岐阜県が証するものです。受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。」と表記します。
18	受領証の裏面の子どもの記入欄で、3人以上いた場合は柔軟に1枚に掲載して対応いただくのがよいのではないのでしょうか。	受領証の裏面にある子の氏名の記載(3名以上)については、個別のケースに応じて対応いたします。

#### 6. 第8条(子に関する届出)

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
19	「生計を一にする未成年の子」だけでなく、宣誓者の両親や祖父母も届出可能としてほしい。両親や祖父母も届出可能となる事で、在宅介護の際や、通院の付き添い時に家族である事を証明しやすくなる。	本県のパートナーシップ宣誓制度は、性的少数者や事実婚の方々を対象としているものです。希望される方について、「生計を一にする未成年の子」を宣誓書受領証に記載できるようにしたのは、宣誓者は日常生活で様々なサービスを利用する際に子との関係性を説明する場面が多いことからです。
20	子は未成年の実子または養子となっていますが、成人していてもその子本人が望むのならば、記載できる仕組みにしていきたい。また生計を一にする子、とのことですが、成人して生計を別にしていても、その子本人の希望があれば、子として記載できたらいいのではないかと。	

7. 第9条（受領証等の再交付）, 第10条（宣誓事項の変更の届出）

通番	ご意見の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
21	「受領証」等の再発行の場合にも、最初の届出年月日を記載してください。	受領証の裏面にある特記事項において、再交付時には当初の交付年月日を記載することとしております。

8. 第11条（宣誓書受領証等の返還）

通番	ご意見の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
22	パートナーの死亡に伴う生命保険金給付申請など、パートナーの死後もパートナー関係であったことの証明書が必要となる場合や、死別したパートナーとの思い出の品として保存したい場合にも対応できるよう、希望者には提出後に無効の穴あけ扱いをした上で、返却してください。	返還された受領証は回収することとしておりますが、パートナーの死亡による返却で希望がある場合は、無効の穴あけをして返却することとします。

9. 第14条（宣誓書の保存）

通番	ご意見の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
23	宣誓書の保存期間は30年間とのことですが、岐阜県パートナーシップ宣誓制度は岐阜県が二者の関係性を認める制度ですので、宣誓書が破棄されれば二者の関係性を証明するものは宣誓書受領証及び宣誓書の写し（以下、宣誓書受領証等）のみになってしまいます。宣誓書受領証等は交付を受けた者が管理するものであるため、第9条にあるように紛失、毀損等が想定されます。また、宣誓書受領証等があってもそれに対応する宣誓書自体が破棄されれば、宣誓書受領証等は二者の関係を完全に証明するものと見做されない可能性もあります。 パートナーシップとは、この要綱に定めるところによると、互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係ですので、30年という期間で区切られる関係性ではありません。 早期に国が同性婚を認めることが望まれるところではありますが、宣誓書は少なくとも宣誓書受領証等が返還されるまでは保存するとしてください。	宣誓書の保存期間を定めた条項は削除し、岐阜県公文書規程に基づき、適正に保存することとします。
24	この制度が成年（18歳以上）であれば利用できること、および日本の平均寿命を勘案すると、もっと長くしておく必要があるのではないのでしょうか。県はそれぞれのパートナーシップが死亡や解消等で無効となったのちも、関係書類・情報を戸籍の除籍簿に準じて長期間（少なくとも50年以上）保存してください。	

10. 第19条（宣誓書受領証の利便性の向上）

通番	ご意見の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
25	利便性の向上を民間企業と共に、しっかりと議論しながら進めてほしいです。	日常生活を送るうえで必要とされるサービスを、パートナーシップ制度の下で希望する方が適切に受けられるよう、今後も引き続き、市町村や民間事業者との調整を進め、利用できるサービスの拡充など利便性の向上に努めます。
26	是非、制度導入をお願いしたい。ただ、パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスが地域によって偏りがあり、住む場所によってサービスの差異が起きないように、県内全域で同等のサービスが受けられるよう尽力してほしい。	

27	県の宣誓制度が利用できるようになって、住んでいる地域の組織により利用できるサービスに違いが出てしまうのではないかと不安がある。県内の自治体と密に連携いただき、住んでいる地域で差が出ないよう調整いただきたく思います。	日常生活を送るうえで必要とされるサービスを、パートナーシップ制度の下で希望する方が適切に受けられるよう、今後も引き続き、市町村や民間事業者との調整を進め、利用できるサービスの拡充など利便性の向上に努めます。	
28	もっともっとサービスが増えることを望みます。基本的には、男女の夫婦ができていることと全く同じことができるようになればと思います。また県内の各自治体で温度差がないように、民間企業との連携ももっと進めていけたら素敵ですね。		
29	同性愛者の方々がパートナーシップを宣誓した後、公的機関や医療機関で受けられる保証が少ないように思うので、もっとサービスを拡充してください。		
30	パートナーシップ宣誓をすることで実際に有効に使える「サービス」は、どれも共同生活を送るパートナーにとっては必要なものです。岐阜市ではもちろん、県内で広く採用され運用されて欲しいです。		
31	県内医療機関や自治体、民間のサービスを1つのリストにまとめ提供しているのは、当事者にとって有益であり、またそれぞれの一層の取組を促す意味でも有意義とおもいます(里親の認定登録、県職員への施策から外郭団体や民間の取組を促す)。		
32	強制はできないが、県内の企業、事業者に対して、宣誓をしたパートナー同士でも福利厚生が使えるよう、この制度の存在を丁寧に説明する機会や、できれば婚姻の規定を準用できないか、といった提案をしていただけたらと思う。まずは、県職員、各自治体の職員や、教員、警察官、消防士から波及していく形も望ましい。		
33	宣誓制度で利用できるサービスの行政手続きにおいても、市町村の偏りが大きいように感じるが、制度の普及及び理解の促進に向けた必要な啓発をどのようなことを計画しているのか。		
34	岐阜県パートナーシップ宣誓をした方が他県に引っ越し場合どうなるのか。パートナー宣誓制度を施行している他府県・他自治体とも連携し、移行するような仕組みができないのか。		岐阜県の要綱は県内のみ適用することとしているため、二人とも他県に引っ越した場合は、その効力を失います。 ただし、引越しされる方の利便性の向上を図るため、パートナーシップ制度がある都府県と協定を締結することにより、添付書類の一部省略や転出元への宣誓書受領証の返納手続きを不要とするなど、宣誓手続きの簡素化を進めていきます。

## 11. 制度の名称について

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
35	今回の宣誓制度は子に関する届出も盛り込まれているので、宣誓制度の名称はパートナーに限ると思わせないような名称にしていきたいと思います。	本制度は、パートナーシップの関係にある二人が日常生活を送るうえで必要とされるサービスを適切に受けられるようにする制度であるため、制度の名称については、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」といたしました。
36	「パートナーシップ」という2者の関係に特化した名称ではなく、様々な家族のかたちを応援する意味を含めた「ファミリーシップ」を加えた名称をご検討いただけないでしょうか。要綱案には、(子に関する届け出)として、子どもの存在も想定されていますが、名称からは、制度を利用する二人にいる可能性のある「子ども」の存在が見えにくいように感じられます。	

12. その他

通番	ご意見の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
37	LGBTQの子どもたちは、周囲の無知や偏見からいじめなどの影響を受けやすい状況であるので、制度導入と共にLGBTQに関する教育を充実させていただきたい。成人に対してもLGBTQや多様性に関する講演やワークショップなどを開いていただきたい。	引き続き、多様な性に関する理解を深めるため、県内5圏域で人権啓発イベントを行うとともに、一般・企業向けのLGBTセミナーや、教職員を対象とした児童・生徒への配慮、支援を促進するための研修会、人権啓発指導員による出前講座を実施するなど、今後も教育、普及啓発を推進します。
38	宣誓制度ができてゴールではなく、企業へのセミナー開催など積極的に「行政が認知しているもの」として発信いただき後押し頂けたらと思います。	
39	制度を施行しただけではなく、定期的な意見交換の場やイベントなどもあったらよいのではないか。この宣誓カードを提示された人が、それをアウティングしない、などのルールの周知徹底等、企業や行政への研修も促進できるといい。特に行政機関においては、皆が共通認識を持っているという状態が望ましいかと思う。	
40	岐阜県内ではLGBTQ+への理解がまだまだ進んでおらず、身近なところにいる人たちだという認識が定着していないと感じます。理解を進め、セクシュアルマイノリティの人々が権利回復して暮らせる環境づくりのための講座や研修が増えて欲しいです。	
41	教育の場において、教職員も、保護者やPTA、教育委員会など子どもに関わる方たちや、子どもたち自身にも講演や研修、勉強会などの教育の場が必要だと思う。	
42	岐阜県でパートナーシップ制度の検討されていると知り、すごく嬉しい。折角の機会なので、未成年の意見も募集できる(募集しやすい)資料を作ってほしい。今後、パートナーシップ制度が決まったときには、子ども向けの資料を作り、パートナーシップ制度で何ができるようになるのか(利点と欠点)などを分かりやすくまとめてほしい。	
43	岐阜県が、パートナーシップ(子どもを含めた)宣誓制度の導入をめざしていることに賛同し応援します。岐阜県が、人権の先進県になることを期待しています。自治体のパートナーシップ宣誓制度は当事者を強力に支援するものですから、ぜひ早期に実現してください。	
44	性別やそれぞれの事情で婚姻制度を利用できずに住居探しや自治体サービス、医療サービスを利用しづらさを感じている方々が、パートナーシップ制度を推進する自治体ということで、岐阜県への移住または就労することを選び、地域発展に寄与することが、非常にゆっくりかもしれませんが必ずそういった動きは起こると期待できます。	
45	人権の尊重と多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の導入を希望します。	
46	異なる世代間でのLGBTQへの理解度には差があり、「性差、障がいの有無、国籍などに関わらず、県民一人ひとりが個人として尊重される「清流の国ぎふ」」を実現するためにも制度導入にとどまらず、様々なアクションを期待する。	

47	岐阜県には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」がありますが、条例文を読む限り人権に触れる内容かと思えますので、パートナーシップ宣誓についても条例に盛り込んでいただき、担当部署を超えての組織連携に期待します。	御意見として承ります。
48	同性愛者のパートナーシップに賛成します。	
49	パートナーシップ制度が実施されることにより、より当事者たちが生きやすく幸せを感じ、生活面等の安心もさることながら、心の安心感も得られると思います。是非、進めていただきたいと思います。	
50	本制度の創設に強く賛成する。	
51	岐阜県のパートナーシップ宣誓制度導入に賛成します。今回は制度導入をご検討下さりありがとうございます。ぜひ実現して下さい。	
52	「パートナーシップ宣誓制度」を岐阜県として創設することは、大変有意義です。先行自治体の事例等もふまえ、戸籍や住民票上で同性のカップルや性的少数者のカップルに限定せず、異性の事実婚も含め、多様な人々にできるだけ広く適用し、未成年の子もカバーできる制度にしていることも、望ましいあり方と思います。	
53	パートナーシップ法制定に賛成します。是非、制定していただきたいです。	